

千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「委託者」という。）が発注する「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は本業務を受託した者（以下、「受託者」という。）が決定後、協議の上、委託者が作成する。

3 業務の目的

千葉県は、東京に隣接しながら海や山といった豊かな自然を有しており、二地域居住のようなライフスタイルを実現することができる他所にはない魅力がある。

本業務では、移住・二地域居住検討者に対し、様々なライフスタイルが実現可能な本県の魅力を、アイキャッチを用いた短尺動画や長尺動画に凝縮させることで、強い印象を与え、千葉県への興味を引き出す。

また本業務で制作した動画を用いてプロモーション活動を行うことで、関連サイトや移住相談件数の向上に寄与し、ひいては千葉県への移住・二地域居住者の増加を目指す。

4 委託期間

契約の締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 委託業務内容

受託者は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、（１）から（５）に掲げる各業務を実施すること。

- ・業務全体を通じて、東京に隣接したアクセスの良さに加え、海や里山などの豊かな自然を有しており、気軽に日常から離れた豊かな休日が過ごせる等の、千葉県への移住・二地域居住の魅力が動画を通して効果的に伝わるよう工夫すること。
- ・本業務を通して、本県ホームページ「ちばらしい暮らし」の閲覧者数増を図ること。（<https://life-style.chiba.jp/>）
- ・本県の移住相談窓口「ちば移住支援センター」への相談者数増を図ること。（https://www.furusatokaiki.net/consultation_counter/kanto/chiba/）

(1) 動画の企画及び制作

「首都圏にありながら、海や里山など自然豊かで、暮らしやすく、子育てしやすい」をメインテーマに、「成田空港や京葉臨海工業地帯など働く場所も多い」、「サーフィンやゴルフなどの趣味も満喫できる」等の本県の強みを盛り込んで制作すること。

制作する動画については、以下の条件を満たすものとし、決定に当たっては、事前に委託者の了解を得ることとする。

- ・ 千葉県内を撮影地として、地域資源等を最大限活用すること
- ・ 県内6つのゾーン「東葛・湾岸ゾーン」「印旛ゾーン」「香取・東総ゾーン」「九十九里ゾーン」「南房総・外房ゾーン」「内房ゾーン」のうち偏ることのない企画とすること
- ・ 15秒程度の動画を6本以上、90秒程度の動画を1本以上制作すること
- ・ 動画制作にかかるアスペクト比や解像度、フレームレートなどの専門的な事項については、受託者が委託者へ提案し協議の上、決定するものとする
- ・ プロモーション動画の制作については、委託者と協議の上、内容を決定すること
- ・ 移住者インタビューのみの動画は不可とする
- ・ 制作にあたっては、新規撮影を原則とすること
- ・ 5年以上使用することを前提として、普遍的な動画構成とすること
- ・ 業務の実施にあたり、取材や撮影、交涉及び著作権、肖像権等の権利に関する諸手続き等が必要な場合は受託者が行うものとする。個人情報や人権の尊重等においても受託者の責として十分に配慮し、動画の制作にあたること
- ・ 本業務にかかるスケジュールの作成、調整については委託者と協議の上、決定する。なお、すべての制作物を契約終期または納期までに納品するのではなく、契約期間内においていくつかの成果物群で分け、納品するものとする

(2) 動画の撮影及び編集

①撮影及び編集は、次の条件で行うこと。

- (ア) 受託者は、動画撮影等に必要な監督、スタッフ、機材、車両及び消耗品などの手配や準備及び管理を行うこと。
- (イ) 受託者は、撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の動画制作に係る全ての編集作業を行うこと。
- (ウ) 委託者は受託者の業務遂行に協力するものとする。

②動画内容の確認については、次の条件で行うこと。受託者は、委託者による内容確認及び修正等の指示を受けること。

- (ア) 内容確認は随時行うものとするが、最低限2段階での内容確認を必須とする。1段階目はプロットの完成時、2段階目は動画の完成時とする。
- (イ) 内容の確認は、受託者がメール等を用いてデータ等を委託者へ送付し、委託者の修正指示を受けること。
- (ウ) 修正が必要な場合は受託者が修正作業を実施すること。

③その他定めのない事項については、発注者と十分な協議の上、決定すること。

(3) 出演者の手配

本業務にあたり、出演者の手配が必要な場合については事前に委託者の了解を得ることとし、この手配にかかる一切の業務を受託者が行うこと。

(4) 撮影施設等の手配

本業務にあたり、撮影施設の手配や施設等の使用にあたり第三者の許諾を得る必要がある場合については事前に委託者の了解を得ることとし、この手配・許諾取得にかかる一切の業務を受託者が行うこと。

(5) 動画を活用したプロモーション活動

移住・二地域居住に興味がある潜在的な希望者など幅広い層に向けたプロモーションとして、効果的な情報発信（SNS 広告、交通広告、商業施設におけるデジタルサイネージ広告など）を行うこと。

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議し情報発信方法を決定する。決定した内容を基に情報発信を行うとともに、効果測定を実施すること。

効果的な発信に必要となる素材・文章等の制作及び提供を行うこと。なお、提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する効果測定の可能な具体的目標値等を提示すること。

(6) 実績報告

受託者は、本業務完了後、その内容（実施期間、実施内容、作成した成果物、記録写真等）や本業務を通じて得られたプロモーション活動の効果等をまとめ、実績報告書として作成し、遅滞なく委託者に提出するものとする。

6 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本業務の責任者・担当者を変更する場合は、事前に県へ報告すること。

7 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

なお、企画提案の内容を満たさない場合は委託料を減額するものとする。

8 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて千葉県に無償

で譲渡するものとする。

- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作権人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、千葉県及び千葉県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 千葉県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、千葉県の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物も成果品として千葉県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

9 業務の実施

- (1) 委託業務の実施にあたっては、受託者は千葉県と必要な協議及び打ち合わせを行い、千葉県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 契約書の内容は、別紙業務委託契約書（案）のとおりとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、随時協議の上、定めるものとする。

10 成果品の納入及び委託金の支払いについて

(1) 成果物

- ・制作した動画のマスターデータ
MP 4 形式（1080×1920）等発信に適した形式で納品 1 部
- ・制作にあたり撮影した映像を全て記録したメディア 1 部
- ・業務完了報告書 データー一式
制作動画のコンセプトや動画制作後のプロモーションに関する分析、効果検証の結果等を記載すること。

(2) 納品期限

- ・動画の納品は契約開始から契約終期までの期間で2回の期限を設け、納品する。

現時点の目安として契約前半期の納期を令和7年10月31日（金）まで後半期の納期を令和8年3月19日（木）までとする。

上記納品期限については、委託者並びに受託者で別途協議の上、決定する。

- ・動画を活用したプロモーション活動： 令和8年3月19日（木）
- ・成果物の納品期限： 令和8年3月19日（木）

以上